

○神戸市旅館業法施行細則

昭和60年3月30日

規則第66号

改正 昭和61年6月24日規則第22号  
平成7年12月1日規則第59号  
平成8年4月1日規則第7号  
平成10年10月15日規則第50号  
平成16年4月7日規則第2号  
平成20年6月24日規則第10号  
平成25年3月29日規則第56号  
平成30年6月14日規則第5号  
令和元年12月13日規則第49号

神戸市旅館業法施行細則（昭和52年12月規則第105号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）及び旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施行規則第1条第1項の申請書の様式）

第2条 施行規則第1条第1項の申請書は、様式第1号による旅館業営業許可申請書とする。

（営業許可書の交付等）

第3条 保健所長は、法第3条第1項の許可をしたときは、申請者に様式第2号による旅館業営業許可書を交付するものとする。

2 法第3条第5項の通知は、様式第3号による旅館業営業不許可通知書により行うものとする。

（営業者の地位の承継に係る承認の申請書の様式）

第4条 施行規則第2条第1項又は第3条第1項の申請書は、様式第4号による営業者の地位の承継に係る承認申請書とする。

(施行規則第3条第2項第2号の同意書の様式)

第5条 施行規則第3条第2項第2号の同意書は、様式第5号による旅館業承継相続人選定同意書とする。

(営業者の地位の承継に係る承認書の交付等)

第6条 保健所長は、法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の承認をしたときは、様式第6号による営業者の地位の承継に係る承認書を申請者に交付するものとする。

2 法第3条の2第2項又は第3条の3第3項において準用する同法第3条第5項の通知は、様式第7号による営業者の地位の承継に係る不承認通知書により行うものとする。

(施行細目の委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けている者(当該許可に係る営業の用に供している営業施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者を含む。)、同項の規定による許可の申請を行つている者又はこれらの者に準ずる者として市長が定める者に係る営業施設の構造設備については、改正後の神戸市旅館業法施行細則第2条から第5条までの規定により定める別表第1から別表第4までの基準中、次の表の区分の欄に掲げるものは、それぞれ同表の期間の欄に掲げる期間中は適用しない。この場合において、改正前の神戸市旅館業法施行細則第2条から第5条までの規定に同様の基準があるときは、当該基準は、なおその効力を有する。

区分		期間
別表第1	1の(2)及び(4)、2の(3)	この規則施行後最初に施設の当該構造

	並びに 3 の (1) のウ及びエ	設備を変更するまでの間又は昭和63年 3 月31日までの間のいずれか短い期間
別表第 2	1 の (2) 及び (4), 2 の (3) 並びに 3 の (1) のウ及びエ	
別表第 3	1 の (2) 及び (4) 並びに 2 の (3)	
別表第 4	1 の (2) 及び 2 の (5)	
別表第 1	1 の (1), 2 の (1), (4) 及び (7), 3 の (1) のア, イ及びオ並びに (2), 4 の (1), (2) 並びに (3) のウ及びエ, 6 の (2) 及び (3) 並びに 7 の (2)	この規則施行後最初に施設の当該構造設備を変更するまでの間
別表第 2	1 の (1), 2 の (1), (4), (6) 及び (9) のイ, 3 の (1) のア, イ及びオ並びに (2), 4 の (1), (2) 並びに (3) のウ及びエ並びに 6 の (2) のイ, (4) 及び (5)	
別表第 3	1 の (1), 2 の (1), (4), (6) 並びに (10) のア及びウ, 3 の (1), (2) 並びに (3) のウ及びエ, 5 の (2) のイ及び (4) 並びに 6 の (1) 及び (2)	
別表第 4	1 の (1), 2 の (1), (6) 及び (8), 3 の (1), (2) 並びに (3) のイ及びウ, 5 の (2) のイ及び (4) 並びに 6 の (1)	

及び(2)
-------

附 則（昭和61年6月24日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の神戸市旅館業法施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の神戸市旅館業法施行細則（以下「改正後の規則」という。）中に相当する規定があるときは、改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成7年12月1日規則第59号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の神戸市理容師法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市理容師法施行細則の様式による書類と、第2条の規定による改正前の神戸市美容師法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市美容師法施行細則の様式による書類と、第3条の規定による改正前の神戸市クリーニング業法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市クリーニング業法施行細則の様式による書類と、第4条の規定による改正前の神戸市旅館業法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市旅館業法施行細則の様式による書類と、第5条の規定による改正前の神戸市興行場法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市興行場法施行細則の様式による書類と、第6条の規定による改正前の神戸市公衆浴場法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市公衆浴場法施行細則の様式による書類とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成8年4月1日規則第7号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月15日規則第50号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月7日規則第2号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市旅館業法施行細則の様式による書類は、同条の規定による改正後の神戸市旅館業法施行細則の様式による書類とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成20年6月24日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市旅館業法施行細則の様式による書類は、同条の規定による改正後の神戸市旅館業法施行細則の様式による書類とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第56号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月14日規則第5号）

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第49号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

<p>旅館業営業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神戸市保健所長 宛</p> <p>旅館業法第3条第1項による許可を受けたいので申請します。</p>	
申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	電話（ ） -
申請者氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	<div style="text-align: right;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>              .....              年 月 日生           </div>
営業施設の所在地	電話（ ） -
営業施設の名称	
営業の種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業

1 記入上の注意

- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が申請をする場合は、押印は不要です。
- (3) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。

2 添付書類

営業施設の構造設備を明らかにする図面（法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び営業施設の構造設備を明らかにする図面）



概要 （旅館・ホテル 営業）	施設 構造	施設は、玄関、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であること。	適・不適		
		共同住宅の一部で旅館業を営む場合にあっては宿泊者の区画と共同住宅の住民の区画とを明確にすること。	適・不適		
		旅館業を営む者が当該共同住宅の共用部分であって、かつ、宿泊者が使用できる部分の管理を行うことができる。	可・不可		
	設備	排水設備	有( )・無		
		施設の外壁、屋根等の外観の形状、色彩等	別添 立面図 の と お り		
	一般	施設の外部の広告物	別添 立面図 の と お り		
		給水設備	上水道〔受水槽 有( t)・無〕 飲用〔適・不適〕 その他〔 〕 別添書類のとおりに		
	設備の概要 （旅館・ホテル 営業）	寝具類の保管設備	客室外の適当な場所に、当該施設の規模及び収容人員に応じた量の寝具類を衛生的に保管することができる保管室又はこれに類する収納設備を有すること。	有〔設置場所〕・無	
		設置関係	駐車施設、玄関帳場及び個々の客室の位置関係	駐車施設から玄関帳場を経由せず直接個々の客室へ出入りすることのできる構造でないこと。	別添平面図のとおりに
			設置場所	宿泊者等の出入りを直接確認できる場所に設けられていること。	
		設置箇所数	1施設につき1箇所とすること。ただし、当該施設の規模その他の事情を考慮して、宿泊者等の出入りを直接確認する上で支障がないと認められる場合は、この限りでない。	( )箇所	
		見通し	見通し	玄関帳場及びその周囲には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲い等が設けられていないこと。	別添展開図のとおりに
			受付台	玄関帳場の受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、当該受付台を挟んで宿泊者等と従業者が直接面接することができる構造であること。 受付台の上方には、1メートル以上の高さの空間があること。 上方の空間 ( ) m	
		事務室等	必要に応じて、玄関帳場に接する事務室その他の宿泊者等との面接に係る事務を処理するための居室が設けられていること。	有・無	
		鍵等の収納設備	必要に応じて、玄関帳場に、客室を開閉するための鍵その他これに類するものを収納するための設備が設けられていること。	有・無	
		照明設備	玄関帳場及びその周辺に、宿泊者等との面接に適した照度を有する照明設備が設けられていること。	有・無	
		宿泊者名簿記載設備	玄関帳場に、宿泊者等が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられていること。	有・無	
	客室案内板等	客室の扉を自動的に施錠し又は開錠することができる装置と連動した客室案内板その他の設備であって玄関帳場での宿泊者等との面接を妨げる設備が設けられていないこと。	有・無		
	営業	宿泊者名簿を正確に記載する設備	宿泊者名簿の正確な記載を可能とする設備を備えていること。	有・無	
		鍵の適切な受渡しが可能となる設備	宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を備えていること。	有・無	
管理事務所		所在地 ( )	別添書類のとおりに		
		施設への移動手段 ( ) 管理事務所から施設までの移動に要する時間 ( ) 分			
出入りの状況・本人確認を行う設備		宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を設置し、及び当該機器を利用して宿泊者等の本人確認を行うこと。	有・無		
通話機器		当該施設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。	有・無		
表示		当該施設の出入口に、当該施設の名称及び営業者名、管理事務所の所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。	有・無		
	管理事務所の出入口に、当該管理事務所が当該施設の一部である旨、当該施設の名称及び所在地並びに事故が発生したときその他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者の連絡先が表示されていること。				
ロビー	床面積 (玄関帳場に接続する部分に限る。)	m <sup>2</sup> 幅1.4m以上の寝台 有・無 有( )室, 無			



構造設備の概要(旅館・ホテル営業)	浴室及びシャワー室(設ける場合)	入浴設備の規模		入浴設備のない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の浴室の有・無 無の場合、近接の公衆浴場名( )		
		階		階	階	階	階	階	階
		男・女の別		用	用	用	用	用	用
		外部からの見通し		可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可
		換気上有効な窓 (換気上有効な機械換気設備)		有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)
		浴室 (脱衣室を除く。)	床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			汚水が流入しない浴槽	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
		脱衣室 (設ける場合)	床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			衣類用保管設備 〔入浴者ごとに区分して 保管できるもの〕	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			洗面設備	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無
	洗面設備(設ける場合)	洗面設備の規模		洗面設備のない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の洗面設備の有・無		
		階		階	階	階	階	階	階
		設置場所 (宿泊者の利用しやすい場所)		別添平面図のとおり					
		洗面器	材 (不浸透性材料であること。)						
	方 (流水受槽式であること。)								
	便所	便所の規模		便所がない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の便所の有・無		
		方 (水洗式であること。)		式					
		階		階	階	階	階	階	階
		男・女の別							
		流水式手洗い設備		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
手指の消毒設備		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
換気上有効な機械換気設備又は窓		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
便器の 個数		座便器	個	個	個	個	個	個	
		大便器	個	個	個	個	個	個	
	小便器	個	個	個	個	個	個		
調理室 (食事を提供する場合)	階		階			階			
	広さ		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
	換気上有効な機械換気設備		有・無			有・無			
設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。							有 ( ) ・ 無		

構造設備の概要(旅館・ホテル営業)		階	階	階	階	階	階		
		客室名及び表示の有無	, 有無	, 有無	, 有無	, 有無	, 有無	, 有無	
		性的好奇心をそそるおそれのある鏡, 寝具その他の物品	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		出入口の構造 (宿泊者が自由に開閉できること。)	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	
		客室内で宿泊料の支払いができる設備	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		床面の材質							
		床面積 (浴室・便所等を含む内法面積)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		定員	人	人	人	人	人	人	
		換気上有効な窓又は換気口 (換気上有効な機械換気設備)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	
	寝室 (浴室・便所等を除く。)		直接外気に接する採光窓	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			有効幅員 (1.8m以上あること。)	m	m	m	m	m	m
			床面積(内法面積) (1人当たり3m <sup>2</sup> 以上であること。)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		寝具	寝台・敷き布団の別	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団
		寝具の大きさの別	幅1.4m未満 (個)	幅1.4m未満 (個)	幅1.4m未満 (個)	幅1.4m未満 (個)	幅1.4m未満 (個)	幅1.4m未満 (個)	
			幅1.4m以上 (個)	幅1.4m以上 (個)	幅1.4m以上 (個)	幅1.4m以上 (個)	幅1.4m以上 (個)	幅1.4m以上 (個)	
		更衣戸棚又はこれに類するもの	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	浴室		浴室の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			外部からの見通し	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可
			換気上有効な窓(換気上有効な機械換気設備)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)
	洗面設備		材質 (不浸透性材料であること。)						
			方式 (流水受槽式であること。)						
	便所		便所の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			換気上有効な機械換気設備又は窓	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

施 構 設 一 般 造 設 備 の 概 要 ( 簡 易 宿 所 営 業 )	構 造	施設は、玄関、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であること。	適・不適
		共同住宅の一部で旅館業を営む場合にあっては宿泊者の区画と共同住宅の住民の区画とを明確にすること。	適・不適
		旅館業を営む者が当該共同住宅の共用部分であって、かつ、宿泊者が使用できる部分の管理を行うことができる。	可・不可
	排水設備	有( )・無	
	施設の外壁、屋根等の外観の形状、色彩等	別添 立面図 の と お り	
	施設の外部の広告物	別添 立面図 の と お り	
	給 水 設 備	上水道 (受水槽 有( t)・無 )	飲用 (適・不適)
		その他 ( )	別添書類のとおり
	寝具類の保管設備	客室外の適当な場所に、当該施設の規模及び収容人員に応じた量の寝具類を衛生的に保管することができる保管室又はこれに類する収納設備を有すること。	有 (設置場所 ) ・無
	玄 関 帳 場 を 有 す る 施 設 所 営 業 )	駐 車 施 設 、 玄 関 帳 場 及 び 個 々 の 客 室 の 位 置 関 係	駐車施設から玄関帳場を経由せず直接個々の客室へ出入りすることのできる構造でないこと。
設置場所			宿泊者等の出入りを直接確認できる場所に設けられていること。
設置箇所数		1施設につき1箇所とすること。ただし、当該施設の規模その他の事情を考慮して、宿泊者等の出入りを直接確認する上で支障がないと認められる場合は、この限りでない。	( )箇所
見 通 し		玄関帳場及びその周囲には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲い等が設けられていないこと。	
受 付 台		玄関帳場の受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、当該受付台を挟んで宿泊者等と従業員が直接面接することができる構造であること。	別添展開図 のとおり
		受付台の上方には、1メートル以上の高さの空間があること。 上方の空間 ( ) m	
事 務 室 等		必要に応じて、玄関帳場に接する事務室その他の宿泊者等との面接に係る事務を処理するための居室が設けられていること。	有・無
鍵 等 の 収 納 設 備		必要に応じて、玄関帳場に、客室を開閉するための鍵その他これに類するものを収納するための設備が設けられていること。	有・無
照 明 設 備		玄関帳場及びその周辺に、宿泊者等との面接に適した照度を有する照明設備が設けられていること。	有・無
宿 泊 者 名 簿 記 載 設 備		玄関帳場に、宿泊者等が宿泊者名簿に記載するための設備が設けられていること。	有・無
客 室 案 内 板 等	客室の扉を自動的に施錠し又は開錠することができる装置と連動した客室案内板その他の設備であって玄関帳場での宿泊者等との面接を妨げる設備が設けられていないこと。	有・無	
玄 関 帳 場 を 有 し な い 施 設	管 理 事 務 所  ( 当 該 施 設 へ お お む ね 10 分 以 内 で 駆 け 付 け る こ と が で き る 範 囲 内 に 、 宿 泊 者 等 の 面 接 を 行 う こ と が で き る 事 務 所 ( 管 理 事 務 所 ) を 設 け る こ と。 )	所在地 ( )	別添書類 のとおり
		施設への移動手段 ( )	
		管理事務所から施設までの移動に要する時間 ( ) 分	
出 入 り の 状 況 ・ 本 人 確 認 を 行 う 設 備	宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を設置し、及び当該機器を利用して宿泊者等の本人確認を行うこと。	有・無	
通 話 機 器	当該施設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。	有・無	
表 示	当 該 施 設 の 出 入 口 に 、 当 該 施 設 の 名 称 及 び 営 業 者 名 、 管 理 事 務 所 の 所 在 地 並 び に 事 故 が 発 生 し た と き そ の 他 の 緊 急 を 要 す る 事 態 が 発 生 し た 場 合 に 対 応 す る 者 の 連 絡 先 が 表 示 さ れ て い る こ と。  管 理 事 務 所 の 出 入 口 に 、 当 該 管 理 事 務 所 が 当 該 施 設 の 一 部 で あ る 旨 、 当 該 施 設 の 名 称 及 び 所 在 地 並 び に 事 故 が 発 生 し た と き そ の 他 の 緊 急 を 要 す る 事 態 が 発 生 し た 場 合 に 対 応 す る 者 の 連 絡 先 が 表 示 さ れ て い る こ と。	有・無	

構造設備の概要(簡易宿所営業)	浴室及びシャワールーム	入浴設備の規模		入浴設備のない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の浴室の有・無の場合、近接の公衆浴場名( )		
		共用の浴室・シャワールーム(設ける場合)	階	階	階	階	階	階	階
		男・女の別	用	用	用	用	用	用	用
		外部からの見通し	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可
		換気上有効な窓(換気上有効な機械換気設備)	有・無(有・無)	有・無(有・無)	有・無(有・無)	有・無(有・無)	有・無(有・無)	有・無(有・無)	有・無(有・無)
		浴室(脱衣室を除く。)	床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			汚水が流入しない浴槽	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
		脱衣室	床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			衣類用保管設備(入浴者ごとに区分して保管できるもの)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			洗面設備	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無	有(個)・無
	洗面設備	洗面設備の規模		洗面設備のない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の便所の有・無		
		共用の洗面設備設ける場合)	階	階	階	階	階	階	
		設置場所(宿泊者の利用しやすい場所)	別添平面図のとおり						
		洗面器	材(不浸透性材料であること。)						
			方(流水受槽式であること。)						
	便所	便所の規模		便所がない客室の数(定員)の合計室(人)			共同用の便所の有・無		
		方(水洗式であること。)		式					
		共用の便所設ける場合)	階	階	階	階	階	階	
		男・女の別							
		流水式手洗い設備	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
手指の消毒設備		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
換気上有効な機械換気設備又は窓		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
便器の個数		座便式	個	個	個	個	個	個	
		大便器	個	個	個	個	個	個	
		小便器	個	個	個	個	個	個	
調理室(食事を提供する場合)	階	階	階	階	階	階	階		
	広さ	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	換気上有効な機械換気設備	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		

施設概要(下宿営業)	施設	構造	施設は、玄関、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができる構造であること。		適・不適				
			共同住宅の一部で旅館業を営む場合にあっては宿泊者の区画と共同住宅の住民の区画とを明確にすること。		適・不適				
			旅館業を営む者が当該共同住宅の共用部分であって、かつ、宿泊者が使用できる部分の管理を行うことができる。		可・不可				
	一般	排水設備		有( )・無					
		施設の外壁、屋根等の外観の形状、色彩等		別添 立面図のとおり					
	設備	施設の外部の広告物		別添 立面図のとおり					
		給水設備		上水道〔受水槽 有( t)・無〕		飲用〔適・不適〕			
	浴室及びシャワールーム	その他〔 〕		別添書類のとおり					
		入浴設備の規模		入浴設備のない客室の数(定員)の合計		共用の浴室の有・無 無の場合、近接の公衆浴場名			
				室( 人)		( )			
		階		階		階		階	
		男・女の別		用		用		用	
		外部からの見通し		可・不可		可・不可		可・不可	
		換気上有効な窓 (換気上有効な機械換気設備)		有・無 (有・無)		有・無 (有・無)		有・無 (有・無)	
		浴室 (脱衣室を除く。)	床面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
汚水が流入しない浴槽			適・不適		適・不適		適・不適		
脱衣室		床面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
	衣類用保管設備 〔入浴者ごとに区分して 保管できるもの〕		有・無		有・無		有・無		
	洗面設備		有( 個)・無		有( 個)・無		有( 個)・無		
洗面設備	洗面設備の規模		洗面設備のない客室の数(定員)の合計		共用の洗面設備の有・無				
			室( 人)						
	階		階		階		階		
	設置場所 (宿泊者の利用しやすい場所)		別添 平面図のとおり						
洗面器	材料 〔不浸透性材料であること。〕								
	方式 〔流水受槽式であること。〕								

構造設備の概要(下宿営業)	便 所 の 規 模		便所がない客室の数(定員)の合計 室( 人 )			共用の便所の有・無				
	方 式		方式 水洗式・その他( , ) やむを得ない理由							
	共用 の 便 所 ( 設 け る 場 合 )	階		階	階	階	階	階	階	
		男 ・ 女 の 別								
		流 水 式 手 洗 設 備		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		手 指 の 消 毒 設 備		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		換 気 上 有 効 な 機 械 換 気 設 備 又 は		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		便 器 の 個 数	座 便 式		個	個	個	個	個	個
			大 便 器		個	個	個	個	個	個
	小 便 器		個	個	個	個	個	個		
調理室 (食 事 を 提 供 す る 場 合)	階		階		階		階			
	広 さ		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
	換 気 上 有 効 な 機 械 換 気 設 備		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無			

		階	階	階	階	階	階		
構造設備の概要(簡易宿所営業及び下宿営業)客室	客室名及び表示の有無	, 有 無	, 有 無	, 有 無	, 有 無	, 有 無	, 有 無		
	性的好奇心をそそるおそれのある鏡, 寝具その他の物品	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	出入口の構造 (宿泊者が自由に開閉できること。)	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可		
	客室内で宿泊料の支払いができる設備	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	床面の材質								
	床面積 (浴室・便所等を含む内法面積)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	定員	人	人	人	人	人	人		
	換気上有効な窓又は換気口 (換気上有効な機械換気設備)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)		
	寝室(浴室・便所等を除く。)	直接外気に接する採光窓	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		有効幅員 (1.8m以上であること。)	m	m	m	m	m	m	
		床面積 (内法面積) (簡易宿所営業にあつては1人当たり2.25㎡以上, 下宿営業にあつては1人当たり4.5㎡以上)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	寝具	寝台・敷き布団の別	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	寝台 敷き布団	
		大きさの別	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	幅1.4m未満 (個) 幅1.4m以上 (個)	
		階層式	寝台数	台	台	台	台	台	台
			階層 (2層式であること。)	層	層	層	層	層	層
		寝台	上段と下段の間隔 (おおむね1m以上あること。)	m	m	m	m	m	m
			上段と上方の空間 (おおむね1m以上あること。)	m	m	m	m	m	m
		設ける場合	堅固な階段又ははしご (上段寝台)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			照明設備	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			構造 (衛生的な空気環境を保つこと ができる構造であること。)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
浴室		幅 (0.9m以上であること。)	m	m	m	m	m	m	
	長さ (1.8m以上であること。)	m	m	m	m	m	m		
	浴室の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	外部からの見通し	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可	可・不可		
洗面設備	換気上有効な窓 (換気上有効な機械換気設備)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)	有・無 (有・無)		
	材料 (不浸透性材料であること。)								
	方式 (流水受槽式であること。)								
	洋・和式の別	洋・和	洋・和	洋・和	洋・和	洋・和	洋・和		
便所	換気上有効な機械換気設備又は窓	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		

旅 館 業 営 業 許 可 書

住 所

氏 名

年 月 日生

年 月 日付けで申請のあった旅館業営業については、旅館業法第3条  
第1項の規定により、次のとおり許可します。

神戸市保健所長

印

1 営業施設の所在地

2 営業施設の名称

3 営業の種類別

4 許可年月日

5 許可番号

6 許可の条件



旅 館 業 営 業 不 許 可 通 知 書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名

年 月 日生

神戸市保健所長 印

年 月 日付けで申請のあった旅館業営業については、次のとおり不許可としたので、旅館業法第3条第5項の規定により通知します。

- 1 営業施設の所在地
- 2 営業施設の名称
- 3 営業の種類別
- 4 許可を与えない理由

営業者の地位の承継に係る承認申請書 年 月 日 神戸市保健所長 宛 申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） ----- 電話（ ） ----- ----- 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ----- ⑩ ----- 旅館業法 第3条の2第1項 法人の合併 第3条の3第1項 の規定により、法人の分割に 被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営むこと について承認を受けたいので、次のとおり申請します。			
営業施設の所在地	電話（ ） -----		
営業施設の名称	許可年月日 番 号	年 月 日 第 号	
営業の種類別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業		
1 記入上の注意 (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 (2) 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が申請をする場合は、押印は不要です。 (3) 裏面も記入してください。 (4) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。 2 添付書類（旅館業法第3条の2第1項の規定により承認を受けようとする場合） 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し 3 添付書類（旅館業法第3条の3第1項の規定により承認を受けようとする場合） (1) 戸籍謄本 (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の神戸市旅館業法施行細則様式第5号による旅館業承継相続人選定同意書			

(裏)

※1 合併又は分割による承継	合併により消滅する法人又は分割前の法人	名称 所在地 代表者の氏名	
	合併又は分割の予定年月日		年 月 日
※2 相続による承継	被相続人との続柄		
	被相続人	住所 氏名	
		相続開始の年月日	
旅館業法第3条第2項に規定する事項該当の有・無	有	<p>1 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として旅館業法施行規則で定めるもの</p> <p>2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）</p> <p>6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>7 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>8 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	・無
敷地内周辺おおむね100mの区域内の旅館業法第3条第3項各号に規定する学校等の施設の有・無	有	施設の名称 距離	・無
[ 学校等がある場合にあっては、その施設の名称及び敷地との距離 ]			
敷地が風営法施行条例第2条第3号及び第4号に規定する地域内にある場合にあっては、敷地周辺200mの区域内の風営法第28条第1項に規定する施設の有・無	有	施設の名称 距離	・無
[ 施設がある場合にあっては、その施設の名称 ]			

旅館業承継相続人選定同意書

年 月 日

神戸市保健所長 宛

相続人全員は、次のとおり被相続人の営んでいた旅館業を承継すべき相続人を選定することに同意する。

相続人氏名 ⑩

営業者の地位を承継すべき相続人	氏名	
	住所	
被相続人	氏名	
	住所	
営業施設	名称	
	所在地	

（注意）

- 1 証明者氏名の欄は、相続人全員が署名押印してください。
- 2 この旅館業承継相続人選定同意書は、営業者の地位を承継すべき相続人の選定についての相続人全員の同意に関する書類であり、遺産の分割協議書ではありません。

第 号

営業者の地位の承継に係る承認書

住 所

氏 名

法 人 の 合 併  
法 人 の 分 割 について 年 月 日  
被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営むこと

第3条の2第1項  
付けでなされた申請に対して、旅館業法 の規定により、  
第3条の3第1項

次のとおり承認をします。

年 月 日

神戸市保健所長

印

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地 神戸市 区
- 3 承認の条件

第 号

営業者の地位の承継に係る不承認通知書

住 所

氏 名

法 人 の 合 併  
法 人 の 分 割 について 年 月 日  
被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営むこと

第3条の2第1項  
付けでなされた申請に対して、旅館業法 の承認を与えな  
第3条の3第1項

第3条の2第2項  
いこととしたので、同法 において準用する同法第3条第  
第3条の2第3項

5項の規定により通知します。

年 月 日

神戸市保健所長 印

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地 神戸市 区
- 3 承認を与えない理由